

福島商工会議所 生命共済制度のお取扱い

保険期間 加入資格・条件

保険期間は1年間(令和3年11月1日～令和4年10月31日)で、毎年自動的に更新されます。

- 福島商工会議所会員・特定商工業者の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で令和3年11月1日現在年齢が14歳6か月を超える70歳6か月までの方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。ただし、70歳6か月を超える方は1口限度で75歳6か月まで更新のみできます。
- 新規加入または増額を申請される方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方^{*}に限ります。次の留意事項を必ずお読みのうえ、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いします。

告知事項	①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上の入院をしたことがありますか。
留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡(ファイバースコープ)・カテーテル・レーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。
健康状態	●「継続して14日以上の入院」とは、転医、転科を含めて1日も途切れず継続して14日以上入院された場合をいいます。
告知事項	②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。
留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けている期間をいいます。(実際の診療日数ではありません。)
別表	心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症 ^{*2} 、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神障害、てんかん、肺気腫、肺結核、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

*1 申込日(告知日)現在、正常に就業している方とは加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。

- ・傷病により公休・休暇などで欠勤している方
- ・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)

*2 医師の治療・投薬の有無に関わらず、直近の血圧値が最大値150mmHg以上かつ最小値90mmHg以上に限り告知事項に該当します。

- 加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのでみやかに脱退手続をお取りください。
- 商工会議所会員入会申込みと同時に(同日)に本共済制度のお申込みをされた場合、万一入会できなかった際は本共済制度にもご加入できません。

加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。

掛金は、毎月18日(金融機関休業日の場合は翌営業日)にお取引金融機関の口座より翌月分を振り替えさせていただきます。初回掛金の振替ができない場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができない場合は、申込取消となります。

ご加入後掛金の振替ができない場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができない場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以後の保障はなくなります。

加入(増額)の場合は、所定の加入申込書兼告知書(保険金額変更申込書兼告知書)により、当商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は、当商工会議所にご連絡ください。なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

加入者に対しては、「定期保険(団体型)加入者(被保険者)票」を発行します。

1. 保険期間中に加入者(被保険者)がお支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金などのお支払事由に該当した場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、みやかに当商工会議所にご連絡ください。

2. 保険金などの受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者(被保険者)の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡した場合は、遺族の了知を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になったとき、不慮の事故で入院したときは、加入者の了知を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になったとき、不慮の事故で入院したときは、加入者の了知を得て請求手続をおこなってください。お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。この場合、福島商工会議所・生命共済制度からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当してもその他の保険金などと同様に商工会議所独自の給付制度のお支払いはありません。

3. 商工会議所独自の給付制度の受取人は加入者または事業主です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。

定期保険(団体型)部分(特約を含む)について、1年ごとに収支計算をおこない剩余金が生じた場合には、契約者に配当金としてお返しいたします。

加入日(効力発生日) 掛金のお払込み

加入(増額)・脱退手続

加入者票の発行 保険金などの受取人・請求

配当金

加入者(被保険者)のみなさまへ

定期保険(団体型)は契約者:福島商工会議所、被保険者:当商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者:当商工会議所の会員という契約形態による、保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。生命保険契約者保護機構 <https://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

■このパンフレットは令和3年8月時点の制度内容に基づき記載しております。制度内容は将来変更されることがあります。

[お問い合わせ]

福島商工会議所

〒960-8053
福島市三河南町1-20 コラッセふくしま8階
TEL 024-536-5511 FAX 024-525-3566

[定期保険(団体型)引受保険会社]



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

[取扱店]

アクサ生命保険株式会社 福島営業所

〒960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま8階
TEL 024-536-2407 FAX 024-536-2421

会員事業所のみなさまへ

福島商工会議所 生命共済制度

愛称
会員事業所を支援する
「エール共済」。

エール共済

入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険(団体型)+福島商工会議所独自の給付制度(給付金・祝金制度)

ご留意ください 福島商工会議所独自の見舞金等の給付制度と同商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した定期保険(団体型)*を組み合わせた保障プラン名称が福島商工会議所生命共済制度です。それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

*入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険(団体型)

※入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険(団体型)

福島商工会議所 生命共済制度の内容

保障内容

- 主契約：定期保険（団体型）
- 特約：入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

お支払事由		口数	1 口	2 口	3 口
死 亡	不慮の事故により死亡したとき <死亡保険金（主契約）+災害保険金>	630万円	1,260万円	1,890万円	
	上記以外の事由により死亡したとき <死亡保険金（主契約）>	130万円	260万円	390万円	
高 度 障 害	不慮の事故により 高度障害状態 ^{*1} のいずれかになったとき <高度障害保険金（主契約）+災害高度障害保険金>	630万円	1,260万円	1,890万円	
	傷害または疾病により 高度障害状態 ^{*1} のいずれかになったとき <高度障害保険金（主契約）>	130万円	260万円	390万円	
入 院 ・ 治 療	不慮の事故により1日以上の入院をしたとき (同一事故による入院は、更新前の入院日数を含み、通算60日限度) <入院給付金>	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 15,000円	
	ガン ^{*2} で1日以上の入院をしたとき (1年に1回限度) <ガン入院一時金>	20,000円	40,000円	60,000円	
	6大生活習慣病 ^{*3} で1日以上の入院をしたとき (1年に1回限度) <6大生活習慣病入院一時金>	10,000円	20,000円	30,000円	
	ガン ^{*2} の治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき <ガン先進医療一時金>	50,000円	100,000円	150,000円	
	日帰り入院から保障				

- 保険期間中に加入者（被保険者）が上記お支払事由に該当したとき、保険金などを支払います。
- 災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当したときにお支払いします。
- 災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払いします。
- ガン先進医療一時金について、公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、お支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたり一連のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があり、また同時に見直しかなっています。
- 日帰り入院（入院日数が1日）とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアカサ生命が判断いたします。

*1 お支払いの対象となる高度障害状態	7.1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその部位を全く永久に失ったもの	・中皮および軟部組織の悪性新生物 ・乳房の悪性新生物 ・女性生殖器の悪性新生物 ・男性生殖器の悪性新生物 ・腎尿路の悪性新生物 ・眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ・甲状腺および他の内分泌腺の悪性新生物 ・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ・骨および関節軟骨の悪性新生物 ・皮膚の黒色腫および他の悪性新生物	悪性新生物 ・独立した（原発性）多部位の悪性新生物 ・上皮内新生物 ・真正赤血球増加症<多血症> ・骨髄異形成症候群 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症 ・ランゲルハンス細胞組織球症
2. 言語またはぞしゃくの機能を全く永久に失ったもの	8.1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの		
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護をするもの			
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護をするもの			
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの			
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの			

ご加入者のみなさまにご利用いただけるサービスの内容

アクサの付帯サービス アクサ生命の加入者向けサービス

※サービス内容について詳しくは、別紙をご覧ください。

保険金などをお支払いできない場合について

次の場合は、保険金などのお支払いができないことがあります。

○お支払事由に該当しない場合 効力発生日前の傷害または疾病を原因とする場合など（ガン入院一時金・ガン先進医療一時金・6大生活習慣病入院一時金）・効力発生日前に発病したガンおよび6大生活習慣病を原因とする場合

○免責事由に該当した場合 効力発生日から1年以内の加入者の自殺、契約者・加入者・保険金など受取人の故意または戦争その他の変乱によりお支払事由に該当した場合（災害保険金・災害高度障害保険金・入院給付金）の場合

①契約者または加入者の故意または重大な過失 ②保険金などの受取人の故意または重大な過失 ③加入者の犯罪行為 ④加入者の精神障害を原因とする事故 ⑤加入者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧地震、噴火、または津波 ⑨戦争その他の変乱

○告知義務違反の場合 契約者または加入者から告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除された場合

○詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 契約者または加入者の詐欺によりご契約の全部またはその加入者の部分が取消しになった場合 や、保険金などの不法取得目的があつてご契約の全部またはその加入者の部分が無効とされた場合

○重大事由による解除の場合 契約者、加入者または保険金など受取人が、保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約の全部またはその加入者の部分が解除とされた場合

福島商工会議所独自の給付制度の内容

給付内容	日数	口数	1 口	2 口	3 口
病気による入院給付金 (年1回限度)	5日以上14日以内	20,000円	30,000円	40,000円	
	15日以上24日以内	30,000円	40,000円	50,000円	
	25日以上	40,000円	50,000円	60,000円	
事故による通院給付金 (年1回限度)	5日以上	15,000円	25,000円	35,000円	
結婚祝金		10,000円	15,000円	20,000円	
出産祝金		10,000円	15,000円	20,000円	
検定合格祝金			受験料相当額		
			遺児1名につき 50,000円		
遺児育英給付金					
家族災害死亡給付金			一律 50,000円		

①福島商工会議所独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。

②給付金・祝金の請求期限は事由発生日から3年以内といたします。

③病気による入院給付金は、加入者が本制度の保険期間中に病気の治療を目的として5日以上継続入院したときに支給いたします。ただし、1年間（11月1日～10月31日）に1回の支払いを限度としますが、当該期間において同一原因で2回以上入院した場合については、通算した1回の入院とみなします。

なお、定期保険（団体型）からの死亡保険金、高度障害保険金の支払給付があった場合は、支給されません。

④事故による通院給付金は、加入者が本制度の保険期間中に不慮の事故を直接の原因として5日以上通院したときに支給いたします。ただし、1年間（11月1日～10月31日）に1回の支払いを限度とします。なお、定期保険（団体型）からの災害保険金、災害高度障害保険金、災害入院給付金の支払給付があった場合は、支給されません。

⑤結婚祝金は加入者が本制度の保険期間中に結婚したとき、出産祝金は加入者または配偶者が本制度の保険期間中に出産したときに支給いたします。ただし、それぞれ事由発生日が効力発生後6ヵ月以上経過していない場合は支給されません。

⑥検定合格祝金は加入者が日本商工会議所の主催している日商簿記検定、リテールマーケティング検定の3級以上に合格したとき、各級の受験料相当額を支給いたします。

⑦遺児育英給付金は18歳未満の子供がいる加入者が、ケガで事故日から180日以内に死亡したとき、遺児1名につき50,000円を支給いたします。

⑧家族災害死亡給付金は加入者の家族（配偶者、同居親族等）が、ケガで事故日から180日以内に死亡したとき、一律50,000円を支給いたします。

⑨「保険金などをお支払いできない場合について」に該当した場合は、商工会議所独自の給付制度も定期保険（団体型）と同様に取扱います。

※詳細は、「福島商工会議所生命共済制度『給付金・祝金』に関する規程」にてご確認ください。当所 <http://www.fukushima-cci.or.jp>

月額掛金

※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

保険年齢	性別	1 口	2 口	3 口
15歳～55歳 s41.5.2～H19.5.1生まれの人	男性	1,500円	3,000円	4,500円
	女性	1,500円	3,000円	4,500円
56歳～60歳 s36.5.2～s41.5.1生まれの人	男性	2,172円	4,344円	6,517円
	女性	1,698円	3,396円	5,094円
61歳～65歳 s31.5.2～s36.5.1生まれの人	男性	2,707円	5,414円	8,120円
	女性	1,945円	3,889円	5,834円
66歳～70歳 s26.5.2～s31.5.1生まれの人	男性	3,461円	6,923円	10,384円
	女性	2,236円	4,471円	6,707円
71歳（更新のみ） s25.5.2～H26.5.1生まれの人	男性	4,128円	—	—
	女性	2,699円	—	—
72歳（更新のみ） s24.5.2～s25.5.1生まれの人	男性	4,406円	—	—
	女性	2,886円	—	—
73歳（更新のみ） s23.5.2～s24.5.1生まれの人	男性	4,822円	—	—
	女性	3,122円	—	—
74歳（更新のみ） s22.5.2～s23.5.1生まれの人	男性	5,280円	—	—
	女性	3,376円	—	—
75歳（更新のみ）<				